

医薬第 632 号

令和2年6月8日

一般社団法人北海道医師会長 様

北海道保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症対応医療機関等への支援事業について
(C O V I D – 1 9 支援ナース事業への協力依頼)

日頃から本道の保健医療福祉の推進に多大なるご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、5月25日に国の「緊急事態宣言」が解除されましたが、道においては、第2波の収束に向けて各種の対策を行っているところであります。今後も、第3波の発生に備えて、医療提供体制の確保を図っていく必要があると考えております。

このたび、北海道看護協会のご協力をいただき、新型コロナウイルス感染症に看護職員が感染した場合やクラスターが発生した医療機関等への支援体制を構築することとし、道内の病院に対し、別紙の依頼文を発出しましたので、ご協力・ご理解をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

担当 : 地域医療推進局医務薬務課 看護政策係長 藤川 電話 : 011-204-5251 (直通) FAX : 011-232-4108 e-mail : kango.seisaku1@pref.hokkaido.lg.jp

医薬第 632 号
令和2年6月8日

各 病 院 長 様
看護部長・事務部長 様

北海道保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症対応医療機関等への支援事業について
(C O V I D - 1 9 支援ナース事業への協力依頼)

日頃から本道の保健医療福祉の推進に多大なるご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療機関等におきましては、業務量が増大するほか、院内クラスター等により看護職員に感染者が発生する事例もあり、看護職員の疲弊や離職につながっております。

5月25日で国の「緊急事態宣言」は解除されましたが、道においては、第2波の収束に向けて各種の対策を行っているところであり、今後も、第3波の発生に備えて、医療提供体制の確保を図っていく必要があると考えております。このたび、北海道看護協会のご協力をいただき、新型コロナウイルス感染症に看護職員が感染した場合やクラスターが発生した医療機関等への支援体制を構築することといたしました。

つきましては、地域の医療を守るため、多くの医療機関の皆様のご協力・ご支援をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

1 C O V I D - 1 9 支援ナース事業のスキームについて（別紙実施要項）

- ① 事前に支援可能な医療機関を登録
(支援（派遣）可能な医療機関（支援医療機関） ⇒ 看護協会)
- ② 看護職員の感染等によりマンパワーが不足する医療機関等から派遣要請
(支援が必要な医療機関等（受援施設） ⇒ 道)
- ③ 看護協会・道などにおいて派遣調整（マッチング）
(派遣先の受援施設の状況を踏まえて調整)
- ④ 道から支援医療機関に対し看護職員の派遣を依頼
(道がC O V I D - 1 9 特約傷害保険に加入)
- ⑤ 支援医療機関から受援施設に看護職員を派遣（業務支援）
- ⑥ 派遣終了後、謝金・旅費を請求（支援医療機関 ⇒ 道）
- ⑦ 謝金・旅費を支出（道 ⇒ 支援医療機関）

2 経費負担について

- ④ 派遣される看護職員に対し、道が傷害保険（C O V I D – 1 9 特約傷害保険）に加入します。
- ⑦ 派遣された看護職員が所属する医療機関に対し、道から規定の謝金及び旅費を支給します。

3 各種様式について

- ① 登録票（支援医療機関用：事前登録）…………… 様式 1
(派遣可能な業務、看護職員等を登録)
 - ② 派遣要請書（受援施設用）…………… 様式 2
(受援施設等の状況（感染者数、感染管理専門家等の派遣状況、ゾーニング、PPEの保有状況）等を確認)
 - ⑥ 請求書（支援医療機関用：派遣終了後）…………… 様式 3
- ※ 各種様式等は、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策係のホームページからダウンロードできます。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/soukatsu/newindex/knggroup.htm>

4 想定される支援業務について

- (1) 感染症病棟等における感染患者の看護業務
- (2) 感染症病棟以外の病棟や外来業務など、後方支援業務

5 照会・連絡先等について

- (1) 全体事業、受援施設からの派遣要請・費用請求等に係る連絡先

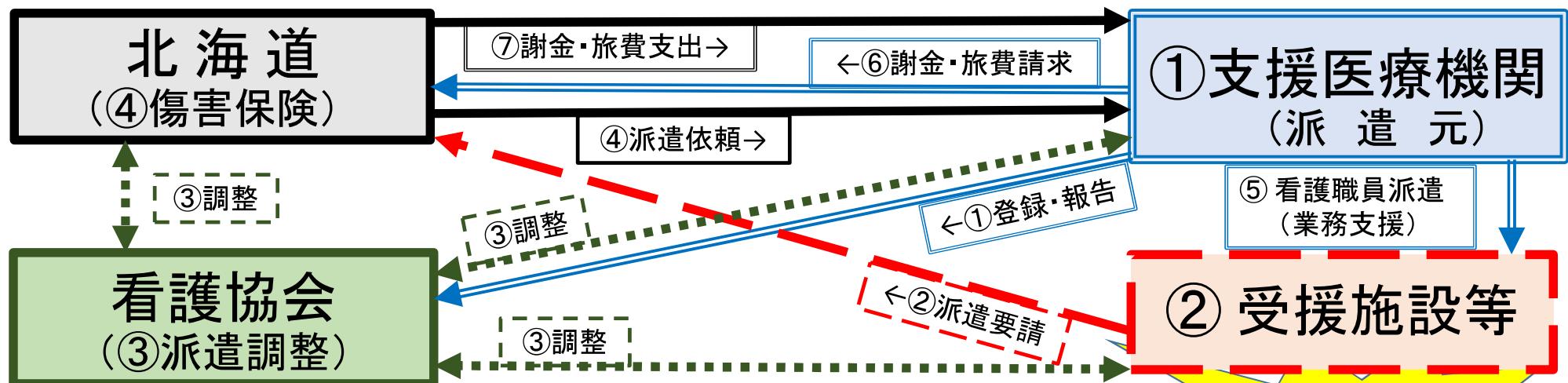
北海道保健福祉部 地域医療推進局 医務薬務課看護政策係	担当：看護政策係長 藤川 電話：011-204-5251（直通） FAX：011-232-4108 e-mail：kango.seisaku1@pref.hokkaido.lg.jp
-----------------------------------	--

- (2) 支援医療機関登録・派遣調整等に係る連絡先

公益社団法人 北海道看護協会 事業部事業課	担当：事業課長 岩本、事業係長 黒田 電話：011-861-3292（事業課直通） FAX：011-863-3204 e-mail：jigyou@hkna.or.jp
-----------------------------	--

COVID-19支援ナース事業

【支援ナース派遣調整システム】



《事業周知・登録依頼(道・看護協会 ⇒ 道内病院等)》

- ① 支援医療機関から登録・派遣者名報告(⇒ 看護協会)
- ② 支援を希望する受援施設等から派遣要請(⇒ 道)
- ③ 派遣調整(道 ⇄ 看護協会 ⇄ ①・②)
- ④ 派遣依頼(COVID-19特約傷害保険加入)
- ⑤ 看護職員派遣・業務支援(① ⇒ ②)
- ⑥ 謝金、旅費請求(① ⇒ 道)
- ⑦ 謝金、旅費支出(道 ⇒ ①)

保険料:道負担
旅 費:道規定による
謝 金:22,400円 / 8h 勤務
33,600円 / 12h 勤務
別途 / 宿泊療養施設
別途 / PCR検査 C

○支援業務(感染症対応施設)

- ・感染症病棟における患者対応業務
- ・感染症病棟以外の病棟、外来等の業務(感染症病棟への院内応援により人員不足となった病棟等の支援)
- ・宿泊療養施設、PCR検査センター

・クラスター発生!
・看護職員感染!
(感染症対応)

北海道C O V I D – 1 9 支援ナース事業実施要項

第1 目的

この要項は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）に医療機関等の看護職員が感染（発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われた場合を含む。）するなどして、医療機関等の看護職員が不足した場合に、北海道が公益社団法人北海道看護協会（以下、「看護協会」という。）の協力を得て、他の医療機関等から看護職員を派遣する事業に関し、必要な事項を定める。

第2 派遣対象施設

派遣対象施設は、看護職員が感染症に感染し又はクラスターが発生した医療機関等（以下「受援施設」という。）で、業務を継続するために看護職員の派遣が必要と認められる医療機関等とする。ただし、同一法人内で派遣を受ける部分は対象外とする。

第3 派遣手続等

- (1) 看護職員の派遣が可能な医療機関（以下「支援医療機関」という。）の長は、看護協会に対し、様式1により登録するものとする。
- (2) 看護職員の支援が必要な受援施設の長は、北海道知事（以下、「知事」という。）に対し、様式2により派遣要請するものとする。
知事は、様式2を看護協会と共有し、看護協会は北海道又は保健所設置市と支援内容について協議するものとする。
- (3) 看護協会は、前項の要請に基づく派遣調整を行い、派遣が可能となった場合、知事に報告を行うものとする。
- (4) 前項の報告を受けた知事は派遣を決定し、支援医療機関の長に派遣依頼をするものとする。
- (5) 前項の通知を受けた支援医療機関の長は、受援施設に対して看護職員を派遣し、業務の支援を行うものとする。

第4 経費負担等

- (1) 支援医療機関が受援施設に対する派遣に要した経費は、原則として北海道が負担するものとし、単価等については、別に定める。
- (2) 支援医療機関は、派遣終了後、様式3により知事に対して前項の経費を請求するものとする。

第5 登録医療機関管理

看護協会は、第3(1)による登録があった場合には、支援医療機関の情報を整理し、保管するものとする。

第6 協議

この要項に定めのない事項又はこの要項に関し疑義が生じた事項については、北海道と支援医療機関若しくは受援施設、看護協会が協議して定めるものとする。

看護職員の派遣にかかる経費

1 北海道COVID-19支援ナース事業実施要項第4（1）に定める北海道が負担する経費については、次のとおりとする。

（1）謝金

業務従事日数に応じ、日額22,400円を支援医療機関に支払う。なお、2日にわたって16時間の夜勤を行った場合は、業務従事日数は2日とする。

2 交替勤務等により12時間の勤務を行った場合は、日額33,600円とする。

（2）旅費・宿泊費

派遣期間に係る旅費については、「北海道職員等の旅費に関する条例」に準じた額を支援医療機関に支払う。

（3）傷害保険

北海道は派遣職員を被保険者とした傷害保険を契約し、その保険料は北海道が契約した保険会社へ支払う。

なお、保険の加入については、派遣日数に14日分を加えた期間の加入とすることを原則とする。